

# 校舎の使用及び教具の使用

## 1. 使用時間

(1) 授業外において校舎、教具等を使用できる時間は、次の通りである。

月～金曜日…9時から21時まで

但し、通常授業がない時は9時から16時30分まで

土曜日……………9時から14時30分まで

(原則として日曜、祝祭日は校舎貸与を行わない)

## 2. 使用基準

(1) 授業外において校舎、教具等を使用する場合は、所定の「使用願」を事務局に提出し、承認を得ること。但し、簡単な用具類は窓口申し出て、その場で借りることが出来る。その際には、貸出簿に必要事項を記入すること。

(2) 部外者の使用は、原則として認めない。

(3) 特定の機械の使用は、原則として認めない。

## 3. その他

(1) A 71 (体育室) は必ず専用の運動靴、または裸足で入室し、土足で入室しないこと。使用後は体育用具を必ず復元し、マニュアルに沿って掃除を行うこと。

(2) ピアノ個人練習室以外のピアノについては、正規の授業時間以外には使用出来ない。但し、事前に承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) ピアノ個人練習室は、各自責任を持って常に清潔にしておくこと。

(4) 校内は全科共同で使用しているので、教室等には一切の私物を置くことを禁止する。私物を置いておくと紛失することがあるので、毎日必ず持ち帰ること。

(5) 学校内において、印刷物等を配布及び掲示する場合は、予め届出用紙に記入の上、事務局に提出し承認を得ること。

(6) 教材、教具等に破損や故障が生じた時は、すぐに事務局に連絡すること。

(7) A 71 (体育室) ・ A 34 (音楽室) ・ A 52～A 55 (ピアノ室) は飲食禁止とする。